

2-(3) 南部東事務所における福祉機能等の拡充について

1 拡充の概要

- (1) 対象事務所 **南部東事務所**
- (2) 開始日 **平成30年9月3日(月)**
- (3) 拡充内容

既に福祉機能や保健機能を有している**柳津地域事務所を参考**に、

- ・従来の事務手続き **80件**に

【80件の具体例】

- ・戸籍、
- ・住民基本台帳、
- ・印鑑登録、
- ・税証明発行
- ・国民健康保険加入手続き など

- ・新たな事務手続きとして **45件**を加え、

【45件の具体例】

- ・福祉医療費受給者証新規交付(子ども)
- ・身体障害者手帳交付申請
- ・児童扶養手当認定請求書・証書発行
- ・予防接種券発行 など

- ・合計 **125件の事務手続きを取扱う**こととした。

◆背景

岐阜市都市内分権推進構想【H27.3策定】

→本格的な少子高齢化社会に対応した、将来の多様な地域核のあるまちづくりに向けた構想

- ・具体的方向性の一つに「地域の住民サービス機能の拡充」が示される

⇒地域の事務所(7カ所)は、福祉機能の拡充や保健機能との連携など、高齢者や子育て世代を中心に、対面サービスを重視した行政機能の向上を目指す。

- ・構想の具現化に向け、庁内に設置した「都市内分権推進会議」で協議